


豊川水系豊川・豊川放水路・間川洪水浸水想定区域図（計画規模）



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 20.0m以上の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 1.0～3.0m未満の区域
- 0.5～1.0m未満の区域
- 0.3～0.5m未満の区域
- 0.3m未満の区域

- 市町村境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川及び大臣管理区間

1 説明文

(1) この図は、豊川水系豊川及び豊川放水路の洪水予報区間、間川の大丘管理区間について、水防法の規定により指定された計画降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の豊川及び豊川放水路、間川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/150（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/150（0.7%））の降雨に伴う洪水により豊川及び豊川放水路、間川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所

(2) 指定年月日 平成28年5月31日（豊川水系豊川及び豊川放水路）
令和8年4月3日（豊川水系間川）

(3) 告示番号 国土交通省中部地方整備局告示第82号（豊川水系豊川及び豊川放水路）
国土交通省中部地方整備局告示第50号（豊川水系間川）

(4) 根拠法令 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項

(5) 対象となる洪水予報河川及び大臣管理河川
豊川水系豊川（実施区間）
愛知県新城市庭野16番地の3地先の新城橋下流端から海まで
豊川水系豊川放水路（実施区間）
豊川の分派点から海まで
豊川水系間川（実施区間）
左岸：愛知県豊橋市賀茂町大字坂井字大養治1523地先から豊川合流点まで
右岸：愛知県豊橋市賀茂町大字坂井字新田下26番の2地先から豊川合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨 豊川流域の1日総雨量311mm

(7) 関係市町村 豊橋市、豊川市、新城市

(8) その他計算条件等

①この図は、豊川及び豊川放水路の洪水予報区間、間川の大丘管理区間で破堤した場合の洪水浸水想定区域図等を図示しています。

②この図は、豊川及び豊川放水路の河口より上流、間川の豊川への合流点より上流において、一定の条件で破堤させたときの氾濫解析計算結果を基に作成したものです。

③氾濫計算は、対象区間をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として水深を計算しているため、微地形による影響が反映できない場合があります。

④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

